4　国民の保護のための措置に関する職員の研修等

○　総務課は、関係職員に対して、国民保護措置に関して必要な以下に例示する知識等の周知徹底を図る。

・　国民保護法その他の関係法令の概要
・　消費者庁国民保護計画及び措置実施マニュアルの概要
・　武力攻撃事態等における連絡体制及び参集体制

5　国民の保護のための措置に関する訓練

○　総務課は、次に掲げる事項を内容とする実践的な訓練を適時行う。その際、他の指定行政機関等との共同訓練に努めるとともに、防災訓練との有機的な連携に配慮する。

・　警報の通知・伝達訓練
・　非常参集訓練
・　国民保護対策本部設置運営訓練
・　その他国民保護措置の実施のために必要と認める訓練

○　上記訓練を実施した際には、総務課は、訓練についての事後評価を行う。

第２節　武力攻撃事態等における活動体制の確立

1　消費者庁国民保護対策本部の設置

⑴　政府に武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、内閣府特命担当大臣（以下「大臣」という。）は、直ちに、大臣を長とする消費者庁国民保護対策本部（以下「消費者庁対策本部」という。）を設置する。

⑵　消費者庁対策本部は、次の業務を行う。

・　国民保護措置の実施に関する消費者庁における総括及び総合調整
・　対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
・　対策本部、関係省庁等から収集した情報の庁内関係各課等への提供
・　庁内関係各課等からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
・　国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等、広報活動の総括
・　その他、国民保護措置の実施に関し必要な業務

⑶　消費者庁対策本部の組織等については、別途定めるところによる。

⑷　消費者庁対策本部に関する庶務は、総務課において処理する。

⑸　大臣に事故があるときは、内閣府副大臣が消費者庁対策本部の長の職務を代行するものとする。内閣府副大臣がその職務を代行し得ないときは、内閣府大臣政務官、長官、次長、総務課長の順で指揮をとるものとする。

⑹　消費者庁対策本部を設置した場合には、消費者庁対策本部は、直ちに対策本部、関係省庁、地方公共団体等に消費者庁対策本部の連絡窓口等を通知する。

2　職員の派遣

⑴　武力攻撃災害が発生した場合には、消費者庁対策本部長の指名する職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行わせることができる。

⑵　国民保護法第29条第３項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあったときは、速やかに消費者庁対策本部長の指名する職員を派遣する。

⑶　国民保護法第151条第１項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請のあったとき又は第152条第１項の規定による職員の派遣のあっせんのあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、消費者庁対策本部長は、適任と認める職員を派遣する。

⑷　消費者庁対策本部長は、⑴から⑶までに規定する消費者庁対策本部長の職員の派遣に係る権限を、長官に委任するものとする。

3　特殊標章等の交付等

○　長官は、別に定める要綱により、消費者庁の職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させる。

4　国民に対する情報提供

○　消費者庁対策本部が設置された場合、同対策本部は、速やかに記者発表を行う。

○　消費者庁対策本部は、消費者庁の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表、インターネット等により、正確な情報を適時適切に提供する。

第２章　消費者庁が実施する国民の保護のための措置に関する事項

第１節　住民の避難に関する措置

1　警報の通知等

⑴　情報収集及び分析等

○　消費者庁対策本部は、武力攻撃事態等において、各課等を通じて武力攻撃の兆候等に係る情報収集及び分析に努めるとともに、これらの情報を入手したときは、直ちに対策本部に報告する。

⑵　警報の通知

○　消費者庁対策本部長は、国民保護法第45条第１項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、別に定めるところにより、庁内関係各課等に通知及び伝達する。

○　警報の通知を受けた関係各課等は、それぞれあらかじめ定めるところにより、関係機関、所管施設等に通知する。

2　避難措置の指示の通知

○　１⑵の規定は、消費者庁対策本部長が国民保護法第52条第４項の規定により対策本部長から避難措置の指示の通知を受けた場合に準用する。

3　警報等の解除

○　１⑵及び２の規定は、対策本部長が警報及び避難措置の解除をした場合に準用する。

4　安否情報の収集に対する協力

○　消費者庁は、安否情報を入手した場合には、速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

第２節　国民の保護のための措置全般についての留意事項

○　各課長等は、当該課等が所管する人員、施設、設備等に係る被害に関する情報、国民保護措置の実施状況その他の情報を収集・整理し、消費者庁対策本部に報告する。

○　消費者庁対策本部長は、消費者庁対策本部が取りまとめた被災情報等を速やかに対策本部長に報告するものとする。

第３節　国民生活の安定に関する措置（生活関連物資等の価格の安定等）

○　消費者庁は、国民生活及び国民経済の安定、特に、避難住民等の生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等（食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務）の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行う。

○　消費者庁は、物価情報ネットワーク等を活用し、地方公共団体との間で必要な情報を共有し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。

○　消費者庁は、生活関連物資等の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資等の買占め又は売惜しみが行われ、又はそのおそれがあるときは、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づき、政令で特別の調査を要する物資を指定し、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査を行い、物資の売渡しの指示及び命令その他の適切な措置を講ずる。

○　消費者庁は、物価が高騰し、又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の価格が著しく上昇し、又は上昇するおそれがあるときは、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づき、政令で生活関連物資等を特に価格の安定を図るべき物資として指定するとともに、物資の標準価格の決定、生産・保管・売渡しその他の適切な措置を講ずる。

○　消費者庁は、物価が著しく高騰し、又は高騰するおそれがある場合において、他の措置では価格の安定を確保することが困難と認めるときは、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づき、統制額の指定その他の適切な措置を講ずる。

第４節　武力攻撃災害の復旧に関する措置

○　消費者庁は、武力攻撃災害が発生した場合、自ら所有又は管理する施設について、安全の確保に配慮した上で、速やかに当該施設及び設備の緊急点検を実施し、被害の状況等を把握するとともに、必要な応急の復旧の措置を迅速に講ずる。